

## 糸満市小中一貫教育基本計画

### 1 はじめに

少子高齢化、情報化、グローバル化など、社会環境の急激な変化の中、教育をめぐっては、学力や不登校、いじめ、学校における働き方改革の推進、地域連携など多くの課題が指摘されています。子どもたちの生活習慣や学習習慣の形成、新しい学習指導要領が示す、知識を活用して課題を解決したり新しい価値を見出したりする能力の育成が急務となっています。

これらの課題を克服し、子供たちの健やかな成長を図るためには、幼児期から小中学校9年間を見通し、一貫した教育を推進するとともに、学校・家庭・地域が協働した「地域ぐるみの教育」を推進していくことが必要不可欠となっています。

### 2 糸満市がめざす学校教育の姿

糸満市においては平成28年3月に「第4次糸満市総合計画（後期基本計画）」が策定されました。この計画では、「つながりの豊かなまち」を将来像に掲げ、地域社会のあらゆる場面で「つながり」を大切にし、住みよいまちづくりに邁進していくために策定されました。また、平成28年4月には「人や文化のつながるまち」を目標に掲げた糸満市教育大綱を策定し、糸満市の教育の方向性がより具体的に示されています。

#### 【糸満市教育大綱・令和元年度糸満市教育主要施策】（抜粋）

##### 【糸満市教育大綱】

糸満市は国・県の教育の目標、本市の基本理念及び将来像に基づき、郷里の自然や文化に誇りを持ち、人間性豊かで創造性・国際性に富む人材の育成と、健康で人々がつながり合い豊かな人生を送るために生涯学習の進展を期して次のことを目標に施策を推進していきます。

##### （幼児児童生徒像）

幼児児童生徒一人一人の個性を伸ばし、社会の変化に主体的に対応できる資質や能力を養い、自ら学び、自ら考え、行動できる「生きる力」の育成を図る。

##### （市民像）

「ひかりのまち」「みどりのまち」「いのりのまち」を希求し、自然の保全・郷土文化の継承・発展に寄与し、進取の気性に富み、国際化・情報社会で活躍する心身ともに健康な市民を育成する。

##### （社会像）

家庭、学校、地域社会の役割を明確にし、人々のつながりのある相互連携のもと、高い公共性・倫理性を有し、時代の変化に対応し得る生涯学習の振興を図る。

##### 【令和元年度糸満市教育主要施策】

##### 小中一貫教育導入に向けた検討

小学校と中学校の義務教育9年間を連続した期間としてとらえ、一貫性のあるカリキュラムで学習指導や生活指導を行う教育方法である小中一貫教育について検討する。

糸満市教育委員会では、この教育大綱・教育主要施策に基づき幼児児童生徒一人ひとりの個性を伸ばし、「生きる力」の育成を図るため、小中一貫教育に取り組みます。

### 3 糸満市における小中一貫教育基本方針

#### (1) 小中一貫教育について

すべての児童生徒の豊かな心の育成、確かな学力の定着、健やかな体の育成は学校・家庭・地域の共通の願いです。

糸満市では、これまでも小学校と中学校が連携して教育活動を展開する「小中連携事業」に取り組んできましたが、これをさらに深化・充実させ、小学校と中学校の義務教育9年間を通じて継続的で一貫性のある教育を行うことによって、児童、生徒一人ひとりの個性を伸ばし、夢の実現につなげていきたいと考えています。

そのため、小中一貫教育を導入し、学校における様々な課題を解決し、あるいは、改善してよりよい教育を推進します。これまでの情報交換や交流を主とした取り組みから、次のような取り組みを行うことを小中一貫教育の定義とします。

- ①小・中学校9年間を見通した学校教育目標（めざす子供像）を小・中学校間で共有し、目標の達成をめざします。
- ②一貫した取り組みを行なうために、9年間の連続した教育課程（カリキュラム）を作成し、指導内容や指導方法の系統性・連続性を重視します。
- ③子供たちが互いに学び合う場を設定したり、教職員が協働して教育活動を設定したりして、教育効果を高める活動を工夫します。
- ④コミュニティ・スクールとしての活動を中学校区で活性化させ、学校、地域、家庭が協働による「地域で子供を育てる」環境を構築します。

#### (2) 小中一貫教育の目標

- ①義務教育9年間を通じて、系統的・継続的な学習指導及び生徒指導を行うことで、豊かな心の育成、確かな学力の定着、健やかな体の育成を図ります。
- ②「中1ギャップ」や「9歳の壁」など、学校種の違いや発達段階で生じる子供たちの不安や負担を軽減し、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を図ります。
- ③幼児期から青年期までの児童生徒の活動を通じて、豊かな社会性や人間関係を育みます。

#### (3) 基本方針

- ①小中連携を深化・発展させ、小・中学校の教職員が校種を越えて指導・支援できるような体制を構築していきます。
- ②9年間の連続した教育課程（カリキュラム）を作成し、指導内容や指導方法の系統性・連続性を重視します。
- ③施設一体型の小中一貫教育校においては、現行の6・3制とは異なる学年段階の区切り（例：4-3-2、5-4等）の導入も検討していきます。
- ④コミュニティ・スクール及び地域学校協働本部等を基盤として、学校、家庭、地域が協働してそれぞれの諸課題の改善を図り、「地域ぐるみで子供を育てる」学校、まちづくりを進めます。
- ⑤糸満市の学力向上重点施策である「支持的風土の学級・学校づくり」「子供主体の学び合い高め合う授業づくり」「地域と共にある学校づくり」を基盤として、「外国語教育」、「ふるさと学習」についても重点事項として取り組むこととし、特に外国語活動、外国語の充実を図るため教育課程特例校制度の導入を推進します。

- ⑥本市には、学校規模や周辺環境、地域性が異なる6中学校区があります。それぞれ中学校区の特色を生かした小中一貫教育を調査・研究していきます。
- ⑦「⑥」と合わせて、「小規模特認校制度」の導入についても調査・研究を進めていきます。

(4) 小中一貫教育で期待される教育効果

小中一貫教育の導入により、学習指導、生徒指導、教職員の意識改革等の面において、以下のような効果が期待されます。

- ①中学校への進学に不安を覚える児童の減少
- ②いわゆる「中1ギャップ」及び「9歳の壁」の緩和
- ③小・中学校の教職員間で互いの良さを取り入れることへの意識の高まり
- ④小・中学校の教職員間で協力して指導にあたる意識の高まり
- ⑤小・中学校の指導内容の系統性についての教職員の理解の深まり
- ⑥教員の指導方法の改善意識の高まり
- ⑦上級生が下級生の手本となろうとする意識の高まり
- ⑧特別な配慮を要する児童生徒へのきめ細かな指導の充実
- ⑨学習規律、生活規律の定着
- ⑩下級生の上級生に対する憧れの気持ちの高まり
- ⑪不登校やいじめ、問題行動等の生徒指導上の諸問題の減少
- ⑫同一中学校区内の小学校間の取り組みの差の解消
- ⑬異校種、異学年、隣接学校間の児童生徒の交流の促進
- ⑭小・中学校の教職員間の協働により業務の改善にも寄与する
- ⑮感謝の心、郷土愛、糸満市民としての誇りと自覚の高まり など

4 糸満市における小中一貫教育の姿

(1) 小中一貫教育校の形態

小、中学校9年間を通じて一貫した教育を行うため、現在の中学校区を活かして小中一貫教育校を形成します。

形態 (タイプ)		
(A) 施設一体型	(B) 施設隣接型	(C) 施設分離型

- ① (A) 施設一体型 (高嶺中学校区)  
同じ敷地・校舎内で小学校1年生から中学校3年生までが一緒に生活し、9年間の一貫した学習や活動を進める。
- ② (B) 施設隣接型 (兼城中学校区・潮平中学校区)  
隣接した校舎を活用して、小・中教員の乗り入れ授業や交流活動、学校施設の相互利用等を工夫し、9年間の一貫した学習や活動を進める。
- ③ (C) 施設分離型 (糸満中学校区・三和中学校区・西崎中学校区)  
校区内の小・中学校が離れているが一貫した指導支援の確立と小中児童生徒の交流の促進によって9年間の一貫した学習や活動を進める。

(2) 共通の取り組み

- ①小・中教職員の共同指導體制の構築
- ②小・中学校9年間を見通した教育課程の編成と実施
- ③学校・家庭・地域が協働した教育の推進

(3) 想定される教育活動、取り組み

- ①小・中学校共通の学校経営理念及び学校教育目標の設定
- ②学習指導要領に基づき、9年間を見通した教育活動の展開
- ③9年間を見通すことができる年間指導計画の作成と実践（カリキュラム連携）
  - ・教科、学習指導
  - ・特別活動
  - ・キャリア教育
  - ・学校行事
  - ・道徳教育
  - ・生徒指導 など
- ④小学校と中学校の教職員の相互連携による指導の充実
- ⑤小学校高学年での教科担任制の実施、定期テストの試行実施
- ⑥小学生と中学生の交流活動、合同活動の充実
- ⑦学力調査などの小中合同分析と結果の共有
- ⑧基本的な授業スタイルの統一
- ⑨学校評価の小中合同実施
- ⑩学校運営協議会の合同開催
- ⑪地域の教育資源の共有（地域人材）と児童生徒の発達段階に合わせた活用
- ⑫小中合同の特別支援教育に関する会議等の開催
- ⑬中学校の部活動への小学校高学年の見学、参加
- ⑭小中合同の児童会、生徒会活動の実施 など

5 小中一貫教育校導入及び開設までの流れ（予定）

令和3年度から高嶺小・中学校区をモデル地区として、小中一貫教育の研究を進めていきます。特に外国語教育やふるさと学習を柱に指導の円滑な接続を図ることから取り組んでいきます。そして、この取り組みを他の分野に広げて指導計画作成の準備を進めます。

また、学校運営協議会やPTAなどの組織についても併せて検討します。

高嶺小・中学校は、令和6年度に施設一体型の小中一貫教育校としての開校をめざして取り組めます。他の中学校区についても調査・研究を進めてまいります。

- (1) 令和元年7月 糸満市小中一貫教育基本計画策定
  - (2) 令和元年8月 糸満市総合教育会議への報告
  - (3) 令和2年4月 糸満市教育委員会内に小中一貫教育推進班を設置
  - (4) 令和2年4月 糸満市小中一貫教育推進委員会設置要綱制定
  - (5) 令和2年9月～ 糸満市小中一貫教育推進委員会を随時開催
- ※「小規模特認校制度」の導入についても調査・研究を進めていきます。
- (6) 令和2年10月 糸満市小中一貫教育モデル校区に高嶺小・中学校区を指定
  - (7) 令和2年10月～ 糸満市立高嶺小中一貫教育校準備委員会を随時開催
  - (8) 令和3年4月～ 高嶺小・中学校区における小中一貫教育校推進住民懇話会を随時開催
  - (9) 令和3年4月 高嶺小・中学校でもカリキュラム検討をスタート
  - (10) 令和6年4月 糸満市立高嶺小・中学校（施設一体型小中一貫教育校）開校
- ※高嶺小・中学校区以外についても、小中一貫教育の導入について調査研究を継続していきます。

「糸満市小中一貫教育基本計画」の「小中一貫教育校導入及び開校までの流れ（予定）」

No.	項目	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度
(1)	糸満市小中一貫教育基本計画策定	★							
(2)	糸満市総合教育会議へ報告	★							
(3)	小中一貫教育推進班開設								↑
(4)	糸満市小中一貫教育推進委員会設置要綱制定		★						
(5)	糸満市小中一貫教育推進委員会								↑
(6)	糸満市小中一貫教育モデル校区指定		★						
(7)	糸満市立高嶺小中一貫教育校準備委員会					↑			
(8)	糸満市立高嶺小・中学校区における小中一貫教育校推進住民懇話会					↑			
(9)	糸満市立高嶺小・中学校ではカリキュラム検討をスタート					↑			
(10)	糸満市立高嶺小・中学校（施設一体型小中一貫教育校）開校								↑
※	高嶺地区以外についても小中一貫教育校導入（調査・研究も継続）								↑

※「(5)糸満市小中一貫教育推進委員会」の中で、三和地区内小・中学校への「小規模特認校制度」導入について調査研究を進めていきます。

※「小規模特認校制度」とは：

特色のある教育活動を行う小規模校で学びたいという児童生徒について、一定の条件のもと、従来の校区（通学区）を残したまま、市内のどこからでも就学を認める制度。